

適正な水道料金等のあり方について

答 申 書 (案)

令和4年9月 日

豊田市上下水道事業審議会

は　じ　め　に

令和４年５月３０日、当審議会は、市長から「適正な水道料金等のあり方」について諮問を受け、５回にわたり慎重に審議を行った。

水道事業は、市民の快適な生活環境を支える重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を低廉で安定的に供給するための事業である。

本市の水道事業は、厚生労働省の「一市一水道事業」の方針に基づいて、段階的に簡易水道事業を経営統合し、平成２９年度にはすべての簡易水道事業の経営統合を完了した。こうした経緯により、都市部から山村部までが給水区域に含まれることになり、地域的な要因や状況が水道事業の運営に大きく影響することとなった。このような中、令和元年１０月に一部改正された水道法では、将来にわたり安定して水道水が提供できるよう、水道の基盤強化が求められている。

現行の水道料金は、平成１０年４月の平均１８．３９％引き上げ改定以降は、消費税及び地方消費税による改定を除き、据置きとされてきた。水道料金改定後２０年以上が経過していることに加えて、令和２年４月に策定された水道ストックマネジメント計画・新耐震化プランにより、水道施設の老朽化・耐震対策に関する必要投資が明らかになった。令和３年４月に改訂された新豊田市水道ビジョンの理念「いつでも　たよれるライフライン　水道」の実現に向け、水道施設等の中長期的な更新計画と財政収支見通しを考慮し、安定的な水道事業経営を実現するため、経営基盤の強化がより一層求められている。

本市の水道事業の健全な経営とその発展のために、この答申が十分に尊重されることを切望する。

本 文

1 答申内容

当審議会は、適正な水道料金等のあり方について審議し、次のとおりの結論に達した。

- ・ 水道料金
増額改定を実施する。(平均改定率 5. 5 %)
基本料金は一律 1 6 %、従量料金は一律 5 円の増額とする。
- ・ 新規給水負担金
据置きとする。
- ・ メーター負担金
据置きとする。
- ・ 料金等算定期間
2023 年度（令和 5 年度）～2026 年度（令和 8 年度）の 4 年間とする。

【令和 5 年度から令和 8 年度の水道料金体系】

(1 月あたり・税抜)

口径	基本料金	従量料金(1 m ³ につき)	
20 ミリメートル*	1,035 円	1～20 立方メートル	86 円
		21～40 立方メートル	166 円
25 ミリメートル	2,765 円	41～60 立方メートル	246 円
		61 立方メートル～	316 円
30 ミリメートル	4,815 円	1～40 立方メートル	166 円
		41～60 立方メートル	246 円
40 ミリメートル	9,525 円	61 立方メートル～	316 円
50 ミリメートル	14,155 円	1～60 立方メートル	246 円
75 ミリメートル	35,265 円	61 立方メートル～	316 円
100 ミリメートル	70,775 円	1 立方メートル～	316 円
150 ミリメートル	205,530 円		

* メーター口径が 1 3 ミリメートルの基本料金は、口径 2 0 ミリメートルの基本料金から 1 0 0 円を減じた額とする。

2 答申に至った理由

- (1) 令和2年4月に策定された水道ストックマネジメント計画・新水道耐震化プランの両計画により、今後の老朽化・耐震対策に関する必要投資が明らかになり、安定的な水道事業経営を実現するため、経営基盤の強化がより一層求められている。
- (2) 水道施設の老朽化・耐震化に伴う更新需要は増加する一方で、将来的な給水人口の減少などの理由で給水収益の減少は見込まれる。そのため、経費削減の取組は引き続き推進するものの、現行の料金体系で今後推移すれば、令和6年度以降に、経常的な収益的収支の赤字が発生し、令和12年度に内部留保資金が底をつく見込みでもあるため、水道料金改定による給水収益の確保が求められる。
- (3) 水道料金における使用者に求める負担割合については、料金算定期間を1期4年とした上で、収入及び必要経費を2期8年分見込み、給水収益の不足分である平均改定率を算出した。中期8年間の平均改定率16.3%と料金等算定期間4年間の平均改定率5.5%を比較し、新型コロナウイルス感染症による影響などの社会情勢を考慮し、使用者に急激な負担増が生じない改定が望ましいと判断し、令和5年度から令和8年度は平均5.5%増の改定とした。
- (4) 将来も安定して水道サービスが供給できるよう、老朽化対策や耐震対策などの着実な実施による水道事業の基盤強化、経営の安定化に資することができる料金体系を構築するため、基本料金割合を31.5%まで高める改定とし、基本料金は一律16%増、従量料金は、使用水量が異なる利用者間の負担割合の維持を考慮して、一律5円増の改定とした。
- (5) 新規給水負担金及びメーター負担金については、現行の負担金を継続した場合においても一定の額の財源を確保できる見込みであることなどから、現状を維持することが適切であると思われる。

以上のことから、水道料金を増額改定し、新規給水負担金及びメーター負担金は据え置くこととする。また、今後も、効率的な事業運営を目指し、さらなる経費削減や技術革新等による投資費用削減など、より一層の努力を図りたい。

3 附帯意見

水道事業を適正に運営していくためには、財政基盤の強化を図り、水道施設の適切な維持管理を行うことが必要である。また、近年の全国的な傾向として人口減少などに伴う収益の減少が懸念される一方、水道施設の老朽化や耐震化などの災害対策事業への対策が急務となっている。そのため、使用者に急激な負担増が生じないよう最大限配慮し、水道料金を増額改定することとした。今後は、より以下の点に留意され、新・豊田市水道ビジョンの下、計画的かつ効率的に事業を進められたい。

- (1) 水道料金を増額改定するが、ストックマネジメント計画による適正な老朽化対策や耐震化事業等の検討とともに、施設の統廃合やダウンサイジング等による水運用の見直しを進め、健全経営を維持するために事業の合理化や経費削減の努力は継続して続けられたい。
- (2) 昨今の自然災害により水道施設が大きな被害を受け、市民生活に影響を及ぼしている状況が各地で見られる。緊急時の飲料水の確保や水道施設の耐震化を図られるとともに、危機管理体制をより一層充実させ、大規模災害に備えた対策を着実に実施されたい。
- (3) 将来の人口減少や水需要の減少への対応として、水道法の改正及び市民生活への影響も十分考慮したうえで、広域化、官民連携などの検討を進められたい。
- (4) 水道事業に対する市民の理解は、水道事業への安心と信頼につながるため極めて重要である。水の大切さはもちろんのこと、安定供給の取組や経営状況等の理解が得られるよう、市民にわかりやすい内容で、様々な方法での積極的な情報発信に努められたい。
- (5) 本答申時点においても、コロナ禍での物価上昇が進む情勢となっている。水道料金改定は、令和5年度から8年度の経営計画に必要と改定であるが、社会情勢及び水道使用者への影響等を見極め実施されたい。

水道事業は、市民の重要なライフラインとして安全・安心で安定的な水の供給が求められる。今後も市民の信頼を得られるよう、将来にわたり持続可能な水道事業経営に努められたい。

この答申で示した「適正な水道料金等のあり方」が、豊田市水道事業の今後の健全な経営の維持に寄与し、次世代に引き継ぐことができるよう希望する。

【審議経過】

当審議会では、令和３年度の決算状況をはじめ、令和４年度以降の水道事業計画、財政収支計画及び中核市及び県内各市の状況など、本市の水道事業を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、慎重に検討した。

開催日	審議内容等
第１回 令和４年 ５月３０日	○委嘱状交付 ○諮問書伝達 ○諮問内容について ○水道事業の概要、料金改定の必要性について ・今後の水道事業の方向性 ・断水状況の事例、今後の維持管理 ・経営の現状、将来の水需要予測、費用削減に向けた取組 ○水道工事分担金について
第２回 令和４年 ６月２０日	○令和３年度決算報告について ・水道事業会計、水道水源保全事業特別会計、下水道事業会計 ○今後の財政収支見通しについて ・現経営計画の概要と評価 ・財政収支の見通し ・水道の使用に関するアンケート結果
第３回 令和４年 ８月８日	○料金水準、料金改定の考え方について ・水道料金制度の概要、現行の水道料金体系の分析 ・料金水準、料金改定案の考え方 ○新規給水負担金、メーター負担金について
第４回 令和４年 ８月２９日	○料金改定案について ・新料金体系案の検討 ○給水区域の見直しについて ○水道工事分担金の見直しについて
第５回 令和４年 ９月２６日	○答申案の審議

豊田市上下水道事業審議会委員名簿

会	長	竹	内	信	仁
副	会 長	中	山	恵	子
委	員	青	木	厚	子
	〃	安	藤	ひ	ろ み
	〃	石	橋	博	文
	〃	大	島	年	春
	〃	片	桐	正	博
	〃	神	頭	広	好
	〃	近	藤	恭	弘
	〃	城	金	茂	樹
	〃	杉	本	敦	子
	〃	野	々 山	輝	美
	〃	藤	嶋	伸	一 郎
	〃	増	田	比	呂 子
	〃	松	原	秀	敏
	〃	松	本	嘉	孝
	〃	吉	橋	一	典

(50音順、敬称略)